

甲賀市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年4月15日

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 戎 脇 浩

令和5年度

行政監査結果報告書

《公共施設の安全管理について》

甲賀市監査委員

目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法及び着眼点	3
5	監査日	3
6	監査を実施した委員	3
7	1次調査の結果	4
8	2次調査の結果	9
9	9 悉皆 ^{しっかい} 調査の実施と調査結果	13
10	まとめ	18

1 監査のテーマ

「公共施設の安全管理について」

2 監査の目的

近年、各地で台風や集中豪雨等の自然災害による被害が発生しており、本市においても不特定多数の市民の利用に供される公共施設については、利用者の安全性の確保と適切な管理が求められている。

今回の行政監査は、公共施設（指定管理者制度を導入している施設を含む。）において利用者に対する安全対策が適切に講じられ、適切な安全管理体制の下で施設運営が行われているか等を検証し、今後の適切な安全管理に資することを目的として実施した。

3 監査の対象

令和5年10月1日を基準日として、甲賀市公共施設等総合管理計画の対象となっている公共施設等のうちインフラ資産を除く公共建築物（指定管理者制度を導入している施設を含む。）で、消防法（以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき防火管理者を選任しなければならない施設の中から、公会堂や宿泊施設等の不特定多数の者が利用する施設、または病院や各種福祉施設等の火災が発生した場合に避難に困難を伴い人命に多大な被害を出す恐れが十分にある施設で法上の「特定防火対象物」に該当し、消防設備士等有資格者による消防用設備等の点検が義務付けられる基準となる延べ面積が1,000平米以上の23施設を抽出した。（別表1「令和5年度 行政監査（1次調査）対象施設一覧」のとおり）

【別表1】令和5年度 行政監査(1次調査)対象施設一覧

番号	施設名	施設所管部局	施設所管課	直営・指定管理	公共施設等総合管理計画小分類	延床面積(m ²)	備考
1	水口中央公民館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	公民館	2,436.18	
2	信楽中央公民館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	公民館	1,343.70	
3	水口交流センター	総合政策部	市民活動推進課	直営	コミュニティセンター	1,365.93	
4	まちづくり活動センター	総合政策部	市民活動推進課	直営	集会・研修施設	1,703.16	
5	勤労青少年ホーム	産業経済部	商工労政課	指定管理	集会・研修施設	1,620.90	
6	甲賀農村環境改善センター	産業経済部	農業振興課	指定管理	集会・研修施設	1,085.00	
7	甲南農村環境改善センター	産業経済部	農業振興課	直営	集会・研修施設	1,423.00	
8	あいこうか市民ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	文化センター・ホール	4,034.00	
9	碧水ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	文化センター・ホール	1,871.00	
10	あいの土山文化ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	指定管理	文化センター・ホール	1,887.00	
11	甲南情報交流センター	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	文化センター・ホール	4,081.00	
12	かふか生涯学習館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	生涯学習・体験施設	2,302.68	
13	水ロスポートの森	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	指定管理	運動公園	4,957.96	
14	勤労福祉会館	産業経済部	商工労政課	指定管理	宿泊施設	1,016.88	
15	かもしか荘	産業経済部	観光企画推進課	指定管理	宿泊施設	1,495.39	
16	信楽産業展示館	産業経済部	商工労政課	指定管理	展示学習施設	2,572.00	レストラン併設
17	あいみらい保育園	こども政策部	保育幼稚園課	直営	保育園	2,469.20	
18	甲賀西保育園	こども政策部	保育幼稚園課	直営	保育園	1,418.48	
19	土山保育園・土山幼稚園 (土山にこにこ園)	こども政策部	保育幼稚園課	直営	幼保一元化園	1,109.69	
20	信楽保育園・信楽幼稚園 (信楽にこにこ園)	こども政策部	保育幼稚園課	直営	幼保一元化園	1,084.71	
21	児童発達支援センター	こども政策部	発達支援課	直営	児童発達支援センター	1,831.59	
22	信楽中央病院	健康福祉部	信楽中央病院	直営	病院施設	2,663.00	
23	甲賀斎苑	市民環境部	生活環境課	直営	斎場	2,642.00	

4 監査の方法及び着眼点

< 1次調査 >

監査対象に該当する施設について、監査委員事務局から施設を所管する部局に対し、

- ・ 消防法等の関係法令に基づく手続の状況
- ・ 消防訓練等の実施状況
- ・ 災害等発生時の対応マニュアル作成状況
- ・ その他独自の安全対策の実施状況（備品等の転倒・落下・移動防止対策、遊具の安全対策など）

を照会するとともに、消防署への届出書類控えの提出を求め、手続が適正に行われているかを調査した。

不明な点については、施設所管課に必要な資料の提出を求めた。

< 2次調査 >

2次調査は、1次調査の結果を基に抽出した4件について、該当施設において施設所管課長及び施設長（指定管理者制度を導入している施設については指定管理者の責任者）から概要の聴取と監査委員の質疑応答によりヒアリングを実施した。また、避難経路等の現場確認を行った。

5 監査日

(1) 1次調査

令和5年12月7日（木）～令和5年12月21日（木）

(2) 2次調査

令和6年2月6日（火）

6 監査を実施した委員

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 戎脇 浩

7 1次調査の結果

(1) 1次調査結果の対象について

1次調査により、同一敷地内にあり一つの防火対象物として一括管理されている施設が2施設（甲南農村環境改善センター（甲南情報交流センターとして一括管理）及び勤労福祉会館（勤労青少年ホームとともに「サントピア水口」として一括管理））あることが判明した。また、甲賀斎苑は、届出上の防火対象物の用途が「その他の事業場」となっており「特定防火対象物」には該当しないことが判明したが、葬祭場に不特定多数の利用者が出入りし、火葬炉を有する施設であることから調査結果の対象とした。

よって調査結果の対象施設は21施設である。（別表2「1次調査結果対象一覧」のとおり）

【別表2】1次調査結果対象施設一覧

番号	施設名	施設所管部局	施設所管課	直営・指定管理	備考
1	水口中央公民館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	
2	信楽中央公民館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	
3	水口交流センター	総合政策部	市民活動推進課	直営	
4	まちづくり活動センター	総合政策部	市民活動推進課	直営	
5	サントピア水口 (勤労青少年ホーム)	産業経済部	商工労政課	指定管理	サントピア水口として一括管理 防火対象物には勤労福祉会館、共同福祉施設を含む
6	甲賀農村環境改善センター	産業経済部	農業振興課	指定管理	
7	甲南農村環境改善センター	産業経済部	農業振興課	直営	甲南情報交流センターとして一括管理
8	あいこうか市民ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	
9	碧水ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	
10	あいの土山文化ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	指定管理	
11	甲南情報交流センター	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	防火対象物には甲南農村環境改善センターを含む
12	かふか生涯学習館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営	防火対象物には甲賀保健センター、子育て世代包括支援センターを含む
13	水口スポーツの森	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	指定管理	
14	勤労福祉会館	産業経済部	商工労政課	指定管理	サントピア水口として一括管理
15	かもしか荘	産業経済部	観光企画推進課	指定管理	
16	信楽産業展示館	産業経済部	商工労政課	指定管理	レストラン併設 滋賀県立陶芸の森として一括管理
17	あいみらい保育園	こども政策部	保育幼稚園課	直営	
18	甲賀西保育園	こども政策部	保育幼稚園課	直営	
19	土山保育園・土山幼稚園 (土山にこにこ園)	こども政策部	保育幼稚園課	直営	
20	信楽保育園・信楽幼稚園 (信楽にこにこ園)	こども政策部	保育幼稚園課	直営	
21	児童発達支援センター	こども政策部	発達支援課	直営	甲南地域市民センターとして一括管理
22	信楽中央病院	健康福祉部	信楽中央病院	直営	
23	甲賀斎苑	市民環境部	生活環境課	直営	

(2) 消防法等の関係法令に基づく手続の状況

ア 防火管理者選任届出書の提出状況（消防署への届出副本を確認）

法第2条第2項では、建築物やその他の工作物など、火災予防の主たる対象となるものが防火対象物とされている。このうち、法第8条第1項で「多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるもの」の管理権原者は防火管理者を定めることとなっており、同第2項の規定により、管理権原者は遅滞なく所轄消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）に届け出なければならないとされている。

監査対象施設の防火管理者選任届出書の提出について調査した結果、特記すべき点は下記のとおりである。

- ◎現館長が講習を修了してから選任届の提出まで半年経過していた。前館長も退職しており、防火管理者が不在となっていた。（No.3 水口交流センター）
- ◎指定管理者において、担当者の退職時（令和4年度）に更新手続を失念していた施設があった。（No.5 サントピア水口）
- ◎現館長が講習を修了する11月まで選任届が提出されていなかった。前館長も退職しており、防火管理者が不在となっていた。（No.12 かふか生涯学習館）

イ 消防計画作成（変更）届出書の提出状況（消防署への届出副本を確認）

防火管理に係る消防計画は、消防法施行規則（以下「施行規則」という。）第3条第1項の規定により、防火管理者は管理権原者の指示を受けて防火に係る消防計画作成し、消防計画作成届出書を消防長等に届け出なければならないとされ、また、変更した時も同様であるとされている。

監査対象施設の消防計画作成（変更）届出書の提出について調査した結果、人事異動等で防火管理者に変更が生じるにも関わらず、変更届出書の提出がされていない施設や、提出が遅延している施設があった。

- ・ No.5 サントピア水口（変更届出書未提出）
- ・ No.12 かふか生涯学習館（変更届出書未提出）

- ・No.3 水口交流センター（変更届出書提出遅延）

ウ 令和4年度の（または最新の）防火対象物の定期点検の実施及び報告状況（消防署への報告書副本を確認）

法第8条の2の2の規定に基づき、収容人数が300人以上などの一定の防火対象物の管理権原者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長等に報告することが義務付けられている。

定期点検は、施行規則第4条の2の4の規定により、1年に1回行うものとされており、具体的な点検項目としては、防火管理者を選任しているか、消火・通報・避難訓練を実施しているか、避難階段に避難の障害となる物が置かれていないか、消防法令の基準による消防用設備等が設置されているかなどである。

監査対象施設21施設のうち、定期点検報告義務のある施設は15施設であり、そのうち報告義務はあるが報告していなかった施設が3施設あった。

- ・No.3 水口交流センター（点検ができていない。）
- ・No.5 サントピア水口（点検は実施したが提出を失念した。）
- ・No.17 あいみらい保育園（令和5年度消防立入検査において定期点検が必要であることが判明した。）

報告を行った12施設のうち11施設に不備があり、主なものは消防訓練の実施回数不備、カーテンやカーペット等の防災物品の表示不明であった。また、防火管理者選任（解任）届や消防計画作成（変更）書類が確認できない施設があった。（No.11 甲南情報交流センター）

エ 令和4年度の（または最新の）消防用設備等点検結果の報告状況（消防署への報告書副本を確認）

法第17条の3の3の規定により、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物については、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長等に報告することが義務付けられている。

点検には、機器点検と総合点検があり、点検の頻度は、機器点検は6月ごとに1回、総合点検は年に1回である。また、点検結果の報告は、施行規則第31条

の6第3項により、特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告しなければならないとされている。

監査対象施設21施設のうち、全ての施設で定期点検を実施していたが、消防署への提出を失念していた施設があった。(No.5 サントピア水口)

オ 令和4年度の(または最新の)消防用設備等点検結果の不良内容に対する措置状況(消防署への報告書副本を確認)

定期点検を実施した21施設のうち12施設に不良箇所があり、主なものは誘導灯や自動火災報知機の不良、消火器具の不足や期限切れ等であった。全ての施設において既に対応済み、または近日中に対応予定であった。

(3) 消防訓練等の実施状況

ア 令和4年度の消防訓練等の実施状況

特定防火対象物については、施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないとされている。また、非特定防火対象物は、特定防火対象物のように消防訓練の内容及び回数について義務付けはないが、施行令第3条の2第2項により、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないとされている。

監査対象施設21施設のうち、年2回以上実施していた施設が12施設、年1回実施していた施設が5施設、実施しなかった施設が下記の4施設あった。

- ・No.1 水口中央公民館
- ・No.5 サントピア水口
- ・No.11 甲南情報交流センター
- ・No.23 甲賀斎苑

イ 令和4年度の消防訓練の参加対象者

火災発生時には想定外の事態も起こりうることから、実際に被災した場合に職員等が冷静な判断と迅速な行動ができるよう様々な場面を想定して訓練を行う必要がある。特に、不特定多数の者が利用する施設や火災が発生した場合に避難に困難を伴い人命に多大な被害を出す恐れが十分にある施設では一般利用者を迅速

に避難させる訓練が必要となる。

消防訓練を実施した17施設のうち、職員・指定管理者及び一般利用者で実施した施設が5施設、職員・指定管理者のみで実施した施設が12施設であった。

(4) 災害等発生時の対応マニュアル作成状況

ア 消防計画以外の災害等発生時の対応マニュアル作成状況（対応マニュアルを確認）

職員や施設の利用者の安全を確保するために、不測の事態が発生した際に的確に対処できるよう対応マニュアルを作成することが重要である。法定の消防計画以外の災害等発生時の対応マニュアルを作成している施設は16施設あり、火災や地震、事件、事故が発生した時の危機管理マニュアルであった。

(5) その他独自の安全対策の実施状況

ア その他独自の安全対策の実施状況（備品等の転倒・落下・移動防止対策、遊具の安全対策など）

その他、職員や施設の利用者の安全確保のために各施設の実態に合わせた対策を行うことが重要である。独自の安全対策を実施している施設は6施設あり、主に保育園や児童発達支援センターでの遊具設備の安全点検や交通指導、防犯指導等であった。

(6) その他

防火管理者選任届出書について、届出者＝管理権原者が施設によってばらつきがあった。

管理権原者は、通常は施設の所有者や賃借人等がこれに該当し、管理権原者に係る法上の義務内容が防火管理者の選任及び権限の付与できる人事管理権を有し、防火管理を進めていくための経費支出権、防火対象物や設備を管理する施設管理権を有する者であり、防火管理の最終責任を負う者である。殆どの施設が市長（指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者の責任者）であるが、会計年度任用職員の所長や参事級・課長補佐級の保育園長が管理権原者となっている施設があった。

8 2次調査の結果

(1) 2次調査の対象について

1次調査の結果を踏まえて、4施設を抽出し、2次調査を行った。(別表3「2次調査対象施設一覧」のとおり)

【別表3】2次調査対象施設一覧

記号	番号	施設名	施設所管部局	施設所管課	直営・指定管理
ア	3	水口交流センター	総合政策部	市民活動推進課	直営
イ	5	サントピア水口	産業経済部	商工労政課	指定管理
ウ	12	かふか生涯学習館	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営
エ	8	あいこうか市民ホール	教育委員会事務局	社会教育スポーツ課	直営

ア No.3 水口交流センター（総合政策部 市民活動推進課）

(ア) 調査内容

消防法等の関係法令に基づく手続に不備があったことから、防火管理者選任届出書の提出経緯と防火対象物点検の実施状況について、防火管理者選任届出書を基にヒアリングを行った。併せて避難経路等の現場確認を行った。

(イ) 所見

- ・年1回消防署へ提出しなければならない防火対象物定期点検結果報告が施設開設後1度も提出されていなかった。過去に消防署からの指摘もあったが対応されておらず、ヒアリング時点においても実施されていないため、早急に対応されたい。
- ・防火管理者選任届出書と消防計画変更届出書の提出が遅延していたので、人事異動の際にはどのような手続が必要となるのか、一覧表を作成して遺漏のないように引継



をされたい。

- ・消防訓練は法的に2回の実施が必要だが1回しか実施できていない。消防計画にも9月と3月の2回と規定している。業務上可能な時期を検討し、実施可能な計画を策定されたい。また、地域の方が多く利用される施設であるので、連携して実施することも検討されたい。

イ No.5 サントピア水口（産業経済部 商工労政課）

（ア）調査内容

消防法等の関係法令に基づく手続に不備があったことから、防火管理者選任届出書、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等点検結果報告書の提出経緯と令和4年度の消防用設備等点検で発見された不良内容の状況、消防訓練の実施状況について、防火管理者選任届出書、防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等点検結果報告書を基にヒアリングと現場確認を行った。

（イ）所見

- ・指定管理者において、令和4年度途中で防火管理者が退職後、新たな防火管理者を選任する届出書と消防計画変更届出書が提出されていなかった。防火対象物点検結果報告書及び消防用設備等点検結果報告書も点検は行ったが消防署への提出がされていなかった。1次調査で判明後すぐに対応されているが、施設所管課と指定管理者とで情報共有を行い、マニュアルを作成するなど再発防止策を講じられたい。
- ・消防訓練は法的に2回の実施が必要だが実施できていない。隣接する施設が一体となっていくことも、一般利用者を含めていくことも有効であるので、業務上可能な時期を検討し、消防計画に定めて実施されたい。
- ・消火器の耐用年数が10年で切れるため、消防用設備等点検で指摘



を受ける前に計画的に更新されたい。

ウ No.12 かふか生涯学習館（教育委員会事務局 社会教育スポーツ課）

（ア）調査内容

消防法等の関係法令に基づく手続に不備があったことから、防火管理者選任届出書の提出経緯と令和4年度の消防用設備等点検で発見された不良内容の状況について、防火管理者選任届出書と消防用設備等点検結果報告書を基にヒアリングと現場確認を行った。

（イ）所見

- ・現館長が令和5年4月に着任後、11月に防火管理者講習を修了したがヒアリング時点においても防火管理者選任届出書と消防計画変更届出書が提出されていないため、早急に対応されたい。
- ・人事異動の際にはどのような手続が必要となるのか、一覧表を作成して遺漏のないように引継をされたい。
- ・消防訓練は法的に2回の実施が必要だが実施できていない。乳幼児が利用する保健センターや子育て世代包括支援センターなどを含む複合施設であることを再認識し、連携して早急に対応されたい。
- ・防火対象物点検においてカーテンやカーペットが防災物品ではないという指摘を受けている件については確実に対応されたい。



エ No.8 あいこうか市民ホール（教育委員会事務局 社会教育スポーツ課）

（ア）調査内容

消防法等の関係法令に基づく手続や消防訓練等は問題なく実施できていたが、大規模なホールを有し、不特定多数の利用者を一度に避難させる必要がある施設であることから、避難経路の安全が確保されているか等を消防計画を基

に現場確認を行った。

(イ) 所見

- ・避難経路の確保ができており、複数箇所に経路図を貼ることにより利用者への周知もできていた。
- ・避難訓練は、様々な状況を想定してシナリオを作成し、ボランティアスタッフも交えて実施できていた。
- ・職員も消防設備を熟知していた。
- ・社会教育スポーツ課においては、所管する他の施設へも取組を広められたい。



9 ^{しっかい} 悉皆調査の実施と調査結果

(1) 悉皆調査の実施について

1次及び2次調査において多数の法令違反が判明したため、悉皆調査を行うこととし、令和6年2月7日付けで全部長・次長・所属長あて実施通知を行った。

全部局の全施設を対象に令和6年2月6日時点での

- ①消防法等の関係法令に基づく手続の状況
- ②消防訓練等の実施状況
- ③災害等発生時の対応マニュアル作成状況

を、防火管理者の選任や各種届出・報告の必要性の有無も含めて、至急調査することとし、そのうち法第8条第1項の規定に基づき防火管理者を選任しなければならない施設について状況の報告を求めた。

その結果、22課から142件の報告があった。(複合施設については、防火管理者を置いている課・施設が代表して報告。)

(2) 悉皆調査の結果

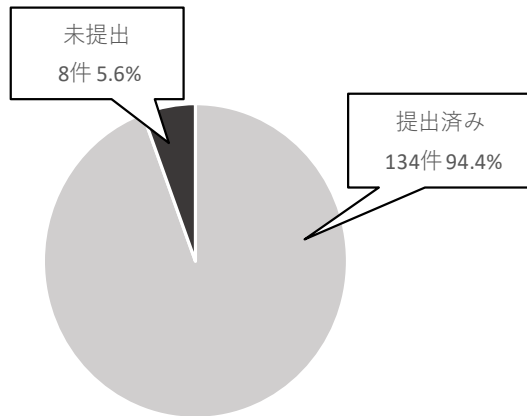
ア 消防法等の関係法令に基づく手続の状況

(ア) 防火管理者選任届出書の提出状況

令和6年2月6日時点の人事配置に適合した届出書を提出しているかを調査した結果、142件中8件(5.6%)が消防署に未提出であった。

《未提出施設》

- ・佐山コミュニティセンター(総合政策部 市民活動推進課)
- ・牛飼教育集会所(市民環境部 人権推進課)
- ・柏木児童クラブ(こども政策部 子育て政策課)
- ・土山かしきや児童クラブ(こども政策部 子育て政策課)
- ・雲井地区農村活性化センター(産業経済部 農村整備課)
- ・やまびこドーム(産業経済部 林業振興課)
- ・上野ドーム(産業経済部 林業振興課)
- ・信楽運動公園ウイング21(建設部 建設管理課)



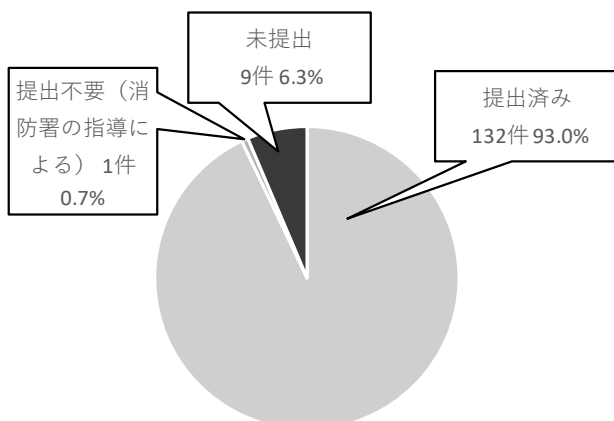
区分	件数	構成比 (%)
提出済み	134	94.4
未提出	8	5.6
合計	142	100.0

(イ) 消防計画作成(変更)届出書の提出状況(消防署への届出副本も確認)

令和6年2月6日時点の人事配置や組織機構に適合した届出書を提出しているかを調査した結果、142件中9件(6.3%)が消防署に未提出であった。

《未提出施設》

- ・佐山コミュニティセンター(総合政策部 市民活動推進課)
- ・牛飼教育集会所(市民環境部 人権推進課)
- ・柏木児童クラブ(こども政策部 子育て政策課)
- ・雲井地区農村活性化センター(産業経済部 農村整備課)
- ・やまびこドーム(産業経済部 林業振興課)
- ・上野ドーム(産業経済部 林業振興課)
- ・信楽運動公園ウイング21(建設部 建設管理課)
- ・水口中央公民館(教育委員会事務局 社会教育スポーツ課)
- ・大野公民館(教育委員会事務局 社会教育スポーツ課)

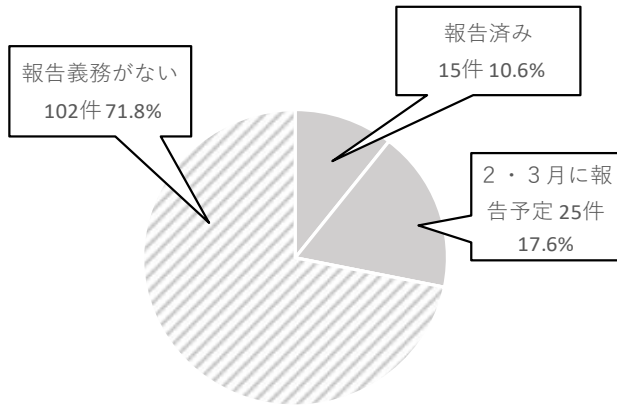


区分	件数	構成比 (%)
提出済み	132	93.0
提出不要(消防署の指導による)※	1	0.7
未提出	9	6.3
合計	142	100.0

※朝宮保育園は、園児数が少なく消防署より提出不要との指導がなされている。

(ウ) 令和5年度の防火対象物の定期点検の実施及び報告状況

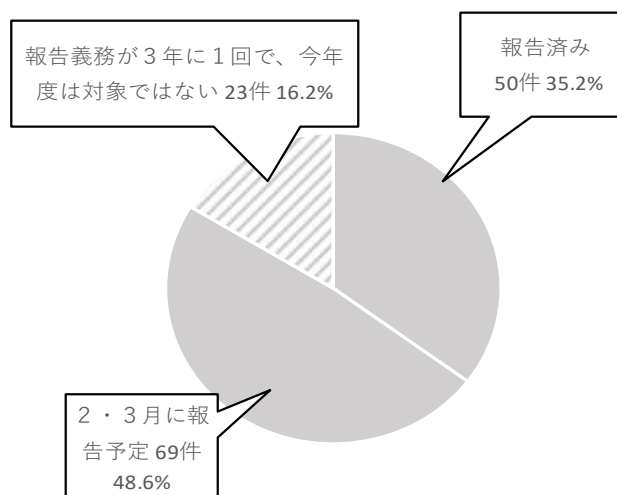
令和5年度実施分の報告書を提出しているかを調査した結果、142件中40件に報告義務があり、このうち全てが消防署に報告済み（15件 10.6%）または2・3月に報告予定（25件 17.6%）であった。



区分	件数	構成比 (%)
報告済み	15	10.6
2・3月に報告予定	25	17.6
報告義務があるが報告していない	0	0.0
報告義務がない	102	71.8
合計	142	100.0

(エ) 令和5年度の消防用設備等点検結果の報告状況

令和5年度実施分の報告書を提出しているかを調査した結果、142件中119件に今年度報告義務があり、このうち全てが消防署に報告済み（50件 35.2%）または2・3月に報告予定（69件 48.6%）であった。



区分	件数	構成比 (%)
報告済み	50	35.2
2・3月に報告予定	69	48.6
報告義務があるが報告していない	0	0.0
報告義務が3年に1回で、今年度は対象ではない	23	16.2
報告義務がない	0	0.0
合計	142	100.0

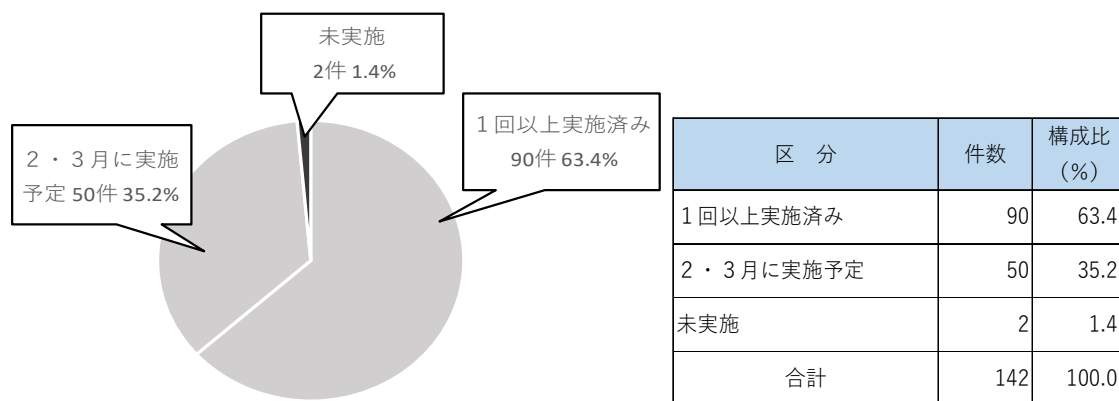
イ 消防訓練等の実施状況

(ア) 令和5年度の消防訓練等の実施状況

令和5年度の消防訓練等の実施状況を調査した結果、142件中140件が1回以上実施済み（90件 63.4%）または2・3月に実施予定（50件 35.2%）であり、2件（1.4%）が未実施であった。

《未実施施設》

- ・寺庄団地（建設部 住宅建築課）
- ・広芝団地（建設部 住宅建築課）

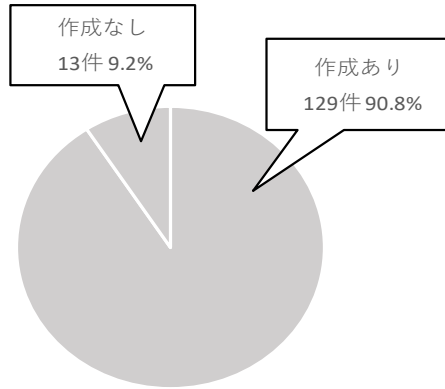


《参 考》

ウ 災害等発生時の対応マニュアル作成状況

(ア) 消防計画以外の災害等発生時の対応マニュアル作成状況（対応マニュアルも確認）

甲賀市危機管理計画では、各部局において必要に応じて危機管理個別マニュアルを策定することとなっている。法定の消防計画以外の災害等発生時の対応マニュアル作成状況を調査した結果、142件中129件（90.8%）が作成されており、13件（9.2%）が作成されていなかった。



区 分	件数	構成比 (%)
作成あり	129	90.8
作成なし	13	9.2
合計	142	99.9

10 まとめ

今回の監査の対象とした事務については課題が認められたので、今後は以下の点に留意されたい。

- (1) 法において、一定の要件を満たす防火対象物については防火管理者を選任し、遅滞なく消防長等へ届け出なければならないとされているが、一部の施設で防火管理者の変更が生じたにもかかわらず、選任届出書が長期間提出されていない事例があった。法令を遵守し、人事異動で防火管理者の変更が生じたときには引継を徹底し、速やかに届け出られたい。

また、新たに防火管理者の資格を有する者が必要になった場合には、速やかに防火管理者講習を受講して資格を取得されたい。

- (2) 防火管理者は、消防計画を作成し、消防長等に届け出ることとされているが、一部の施設で消防計画が長期間提出されていない事例があった。施設の現況に合わせて適宜計画を見直すとともに、変更が生じた場合は速やかに届け出られたい。

- (3) 一定規模の特定用途の防火対象物は収容人数や構造等によって定期点検を実施し、消防長等に報告する必要があるが、一部の施設で点検・報告ができていない事例があった。法令を遵守し、確実に実施されたい。

また、点検が必要であることを認識しておらず、施設開設後一度も点検を実施していない施設があったことから、建築担当課から施設所管課に引き継ぐ際には今後必要となる手続を一覧にまとめるなど対策を講じられたい。

- (4) 消防訓練等の実施について、特定防火対象物については消火訓練及び避難訓練を年2回以上、非特定防火対象物については消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練を実施しなければならないとされているが、一部の施設で年に1回も実施されていない事例があった。消防計画に定め確実に実施されたい。また、消防計画において、2月や3月に実施予定としている施設については、確実に訓練等が実施できるように、年度末の繁忙期等も考慮し、時期を再検討されたい。さらに、職員だけでなく一般利用者やボランティアスタッフ等も含めて実施するよう検討されたい。

- (5) 指定管理者制度は、公の施設の管理運営について民間企業・NPO等を含む団体

に委ねることを可能とするものであるが、特に今回の監査対象のような法に義務付けられた手続等に対しては、「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第9条の規定に基づき報告を求める等、施設所管課の責任を持って指導されたい。

《参考》

甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

公共施設は、災害発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となり、人命を守るための大きな役割を果たす施設が多く含まれているため、消防設備等を万全にしておく必要がある。また、不特定多数の利用者の安全を守るためには日頃から効果的な消防訓練等を実施し、防災に関する意識を高めておくことが重要である。

今回の監査を行った結果、法令に基づく手続や点検・報告が遺漏していた事例が一部見受けられたが、監査期間中に多くの施設が対策を講じ、既に一定の改善が図られたところである。

折しも、今年1月には能登半島地震の発生により各地に甚大な被害をもたらしたところであり、今後とも利用者や職員が安心して施設を利用できるよう、より一層の安全管理に努められたい。